

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月13日 19時30分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼西方沖 喜屋武埼灯台から真方位281° 1海里（M）付近 （概位 北緯26° 04.9′ 東経127° 39.1′）
事故の概要	漁船生丸は、北西進中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年3月14日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 生丸、4.95トン MZ3-5619（漁船登録番号）、個人所有 第294-20585号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	キール及び船底外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約4.3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：18時37分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、喜屋武埼南東方沖での操業を終えて帰途につき、喜屋武埼西方沖に向けて約7.5ノットの対地速力で自動操舵により北西進した。</p> <p>船長は、喜屋武埼南方沖において、GPSプロッターを拡大表示したところ、陸岸から約0.25M沖を通る状況であったので危険と思い、陸岸から約0.3M沖を通る針路に変更し、同埼西方沖を北西進中、船底部に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、周囲を見て乗り揚げたことを知り、機関を後進として離礁を試みたものの離礁できず、船体が繰り返し左右に傾く状態となったので、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、自然に離礁し、自力で航行して糸満市糸満漁港に帰港した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.3mであった。</p> <p>海図W222A（沖縄島南部）によれば、喜屋武埼西方沖には、陸岸から約0.4～0.5M沖まで干出浜（さんご礁）が広がっている。</p> <p>船長は、約35年間漁船に乗り組み、平成15年ごろから毎年11月～翌年6月までの間、沖縄島南方沖で操業を行っていた。</p> <p>船長は、喜屋武埼西方沖に干出浜が存在することを知っていたが、拡張状況までは把握しておらず、ふだん、同海域で生じる白波から距</p>

	<p>離を隔てて航行し、危険を感じたことはなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、3 Mレンジとしたレーダーの画面に海面反射による映像を認めなかった。</p> <p>船長は、本船のGPSプロッターには、干出浜の線が鮮明に表示されていないことを知っていた。</p>
分析	<p>本船は、喜屋武埼西方沖を北西進中、船長が、同埼西方沖に干出浜があることを知っていたものの、干出浜の拡張状況を把握していなかったことから、干出浜に向かって航行していることに気付かず、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、喜屋武埼西方沖を北西進中、船長が、同埼西方沖に干出浜があることを知っていたものの、干出浜の拡張状況を把握していなかったため、干出浜に向かって航行していることに気付かず、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船長は、本事故後、GPSプロッターの海図データを更新した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海図等によって事前に水路調査を行い、干出浜などの海域の範囲を確認しておくこと。